

通常兵器用途に「用いられるおそれがある場合」


1. それで答えになっているか？

下記は『CISTEC ジャーナル』2017年3月号<輸出管理 Q&A>の抜粋です。

**Question2**

包括許可取扱要領の（別表3）の（7）（表1）中の「用いられる（利用される）おそれがある場合」について、お尋ねします。用途が「その他軍事用途」で、「用いられる（利用される）おそれがある場合」は、取引で問題があると思うのですが、斜線（矢印部分）になっているのはどうしてなのでしょう。

**（表1）**

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地（提供地）		
用いられる（利用される）場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効(注2)	
	上記以外	失効	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

**Answer2**

包括許可要領における当該表は、キャッチオール規制の要件を許可条件としているため、当該表において、「核兵器等の開発等」の場合のみ、「用いられる(利用される)おそれがある場合」が定義されています(※)。

なお、当該表の「その他の軍事用途」の許可条件を確認する際、「用いられる（利用される）おそれがある場合」における需要者要件やインフォームに相当するような事案については、当該表の「用いられる（利用される）疑いがある場合」となる可能性が高いため、事前に経済産業省へご相談されるとよいでしょう。

(※)

3) 「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年 経済産業省令第249号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す

はたして「当該表は、CA 規制の要件を許可条件としているため、『核兵器等の開発等』の場合のみ、『おそれがある場合』が定義されている」で答えになっているのでしょうか？

たとえば次のような疑問に解説者はどう答えるのでしょうか？

- ① 「当該表が CA 規制の要件を許可条件としている」のならば、「通常兵器 CA 規制の規制要件 (=おそれがある場合)」についてはどうなるのか？ (通常兵器 CA にも「おそれ」に関する省令はあるのに)
- ② もしかして「通常兵器 CA 規制における“おそれ”については、「インフォームと武器禁輸国向けの用途要件を指す」けれど「そのうち用途要件については“用いられる場合”の枠目でカバー済 (だから特記しなかったのだ)」とおっしゃるのかな？ それならなぜ武器禁輸国以外 (の非ホワイト国) が「用途要件⇒即失効」なのか？ なぜ「用いられる場合」において武器禁輸国か否かの区別がつけられていないのか？
- ③ 通常兵器のインフォームについてはどうなのか？ 解説者は「当局に相談だね (私は答えません)」と逃げているが、それでどうして「当該表は CA 規制の要件を許可条件としている」と明言できるのか？

多分答えられないでしょうね。(もしや上記質問に対しても「当局へ相談してくれ」が回答だったりして?)

という次第で、私は前頁の **Answer** は使い物にならないと思っています。

解説者がおっしゃるのとは違って、本表は趣旨の上では CA 規制とつながっているものの、それを直接投影したものではないのです。両者の具体的相違点を (既に述べたことと重なりますが) 挙げてみましょう。

- ・通常兵器 CA 規制のキー概念「武器禁輸国」が (用途制約事項の部に) 登場しない。
- ・だからといって「本表は大量破壊兵器 CA 規制のみに対応」というなら表中の「その他軍事用途」という見出しは何なのか？
- ・通常兵器 CA 規制にも「おそれのある場合」規定はある。(輸出令 4 条 1 項 3 号ハを見よ)
- ・通常兵器 CA 規制に需要者要件は存在しない。

色々細かい問題はありますが、まあいいや。それよりもっと肝心な「抜け」があるので、その話をしましょう。

質問のポイントは「通常兵器用途のおそれ」がある取引について「どうして斜線で済みますのか？」でした。ところがその答えが「この表の作りは所詮アレ (CA 規制とリンクしているが、よくわからぬところも多い) ですから、実務においては都度本省へ相談してください」では表の見方を説明したことにならないと思いませんか？

## 2. では「表の見方」を怪説致しましょう

### 2-1 「3つの場合」間の段差

まず、話を焦って表を CA 規制の要件に直結させるのは一旦控えることにしましょう。それより、3つの「場合」の間にどんな段差があるのかをザッとつかむことが先決です。そこをスキップしてそれぞれ何が含まれるかだけをバラバラに説明しても、意味が理解できないからです。

- ① 「用いられる」；モロに問題用途と判明しているケース。「現行犯逮捕」あるいは「犯人自首」に近い。
- ② 上記以外すなわち「おそれ」と「疑い」は、「状況証拠」から「怪しいと推理」されるパターン。
- ③ 「おそれ」；上記（怪しいと推理）のうち予め当局が「これは有罪（逮捕する）」とアナウンスしているのが「おそれがある場合」です。
- ④ 「疑い」；「怪しいと推理」パターンのうち、当局から特段の警戒情報が出ていないもののこと。つまり「はっきりダメとはどこにも書かれていないが、自分の心に疑いが残る」ということです。

蛇足ながら「外国ユーザーリスト掲載企業向けだが、明らかチェックに合格した」ケースは、「既に疑いが晴れた」とものと理解して結構です。

言葉だけではわかりにくいですか？ では図で示しましょう。

#### 【3つの「場合」間の段差】

「現行犯」or「自首」 →	← 「状況証拠」から「怪しい」と推理
<用いられる> モロに問題用途と判明	<おそれがある> 当局が「このタイプの怪しさは有罪」とアナウンス 次の2タイプが含まれる 「需要者素姓」ゆえ「怪しい」 「別表行為用途」（大量破壊兵器に近い活動）ゆえ「怪しい」 ※このアナウンスパターンがあるのは大量破壊兵器懸念のみ
	<疑いがある> 問題用途との情報はなく、当局から特段の警戒情報もないが、 自分の心に疑いが残る

### 2-2 「インフォーム」はどこへ行った？

上の図では敢えて「インフォーム」に言及しませんでした。それを訝られた方のため補足致します。

みなさんは包括許可取扱要領の（別表3）の「許可の条件(10)」を御存知ですか？ 「許可の条件」で見るのは「(7)の『表1』」まで、という人も多いので、念のため引用します。

(10) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

要するに「インフォーム」されたら失効、ということですが、注目していただきたいのは「インフォームの理由・対象地域」が特定されていないことです。大量破壊兵器懸念であれ通常兵器懸念であれ、そしてホワイト国向けであろうがなかろうが、「心配ならインフォームにより失効させますからね」とおっしゃっているのです。

つまり「表1」に書いてあるだけが「インフォーム」ではないのです。どうせ別の箇所でも「ありうるぞ」とおっしゃっているのだから、「表1」とのからみで説明を加えるまでもないと私は思うのです。

### 2-3 質問への怪答

以上を踏まえて、Question にどう答えるか考えてみましょう。

#### ① 『その他軍事情況』に関して『おそれがある場合』とは何か？

通常兵器 CA 規制における「おそれ」の省令の中身は「インフォーム」と「(武器禁輸国向けにおける)用途要件」です。

#### ② 斜線扱い（取り扱いを詳述しない）で大丈夫か？

大丈夫（問題案件への包括許可使用は阻止可能）です。

なぜなら通常兵器懸念についても「インフォーム」の案件は、(2-2 で述べたように) 許可失効となります。

また「用途要件」については、表中「用いられる場合」でカバー済。非「武器禁輸国」向けも用途要件により失効になる点は、通常兵器 CA 規制より厳しいですが、それで特に実害はないと思います。

#### ③ ではなぜ斜線を引いたのか？

上記説明から推察いただけるかと思いますが、既に別のくぐり取り扱いを述べてあるから、「おそれのある場合」としてあらためて詳細記述するまでもないと考えたのでしよう。

### 3. 「本省に相談したらよい」ですって？

ここまで怪説してきて感じたのですが、「需要者要件やインフォームに相当するような事案については、“疑いがある場合”に該当の可能性が高いので、事前に本省に相談したらよい」という回答文は理解に苦しみます。

#### ① 「インフォームに相当する事案」で何を相談するのか？

もしかして「インフォームされちゃいましたが、どうすればよいのですか」とでも？  
それとも「この件はインフォームしたいですか」と聞きに行けと？

#### ② 「需要者要件に相当」って何のこと？

通常兵器 CA には需要者要件による規制が存在しないので、おそらく「通常兵器関与歴がある需要者向けの場合」を指して書かれたのだらうと思います。では現実に「通常兵器関与歴あり」が意味するものはどんな企業・組織でしょう？

これは愚問でしたね。大抵の国で一流どころの大学や機械メーカー・エレクトロニクスメーカーは殆どこれに該当しますから。GE もデュポンも MIT もスタンフォードもみなそうです。非ホワイト国でも似たようなもので、デリー大学しかりシンガポール国立大学 (NUS) しかりです。では **GE** や **MIT**、**NUS** 向け案件で包括許可使用うときは本省相談をお勧めになるということですか？ (ホントにそう思っているのなら、そう書いてほしいものです)

#### ③ 「“疑いある”に該当の可能性が高い」って？

「疑い」のあるなしというのは、私たち自身の主観で判断するものなのです。

「該当の可能性があったらどうしよう？」なんて悩むバカがどこにいるものですか。

もしかして「本商談は“疑い”がありますか？」と役所に聞きに行くことを推奨しているのでしょうか？

最後に一言。

「とりあえず相談」といのは、「困ったときはとりあえずアウトロー直球」を実践したつもりかもしれませんが、私の眼にはそもそも (=それ以前の問題として ≠ 「基本的に」)

「ちゃんとホームベースに向かって投げていない」ように映ります。

それではボークじゃないでしょうか？ (でも、口が過ぎる私の方こそ「危険球退場」を宣告される「おそれ」があるのかしら?)